

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区の土地改良事業（基盤整備促進事業（高度利用）広庄地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年12月25日から平成21年1月14日まで縦覧に供する。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀